



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*17 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

規 則

和歌山県規則第17号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則 (昭和37年和歌山県規則第33号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
付則別表 (付則第3項関係) 児童入所施設徴収金基準額表				付則別表 (付則第3項関係) 児童入所施設徴収金基準額表			
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者		各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
略				略			
備考	1 略 2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保			備考	1 略 2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保		

健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

3・4 略

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条

健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

3・4 略

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村住民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村住民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、当該各号に該当することを証する書類その他知事が必要と認めた書類を提出するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有する者（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条

の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6~8 略

の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7~9 略

別表第1 (第5条関係)
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者	
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
略			
備考	1~5 略		

別表第1 (第5条関係)
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者	
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
略			
備考	1~5 略 6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。 また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場		

6・7 略	
8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。	
(1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。	
ア 略	
イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。	
(2) 略	
9 略	

	合には、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。
	なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、当該各号に該当することを証する書類その他知事が必要と認めた書類を提出するものとする。
	(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一年生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有する者（(2)に掲げる者を除く。）
	(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者
	(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者
7・8 略	
9 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。	
(1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。	
ア 略	
イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。	
(2) 略	
10 略	

別表第2 (第5条関係) 障害児入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設
----------------------	------

別表第2 (第5条関係) 障害児入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設
----------------------	------

階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
略		
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	略
D 2		
D 3		
D 4		
D 5		
D 6		
D 7		
D 8		
D 9		
D 10		
D 11		
D 12		
D 13		
D 14		
D 15		
備考	1 略 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)～(3) 略	

階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
略		
D 1	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	略
D 2		
D 3		
D 4		
D 5		
D 6		
D 7		
D 8		
D 9		
D 10		
D 11		
D 12		
D 13		
D 14		
D 15		
備考	1 略 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)～(3) 略 (4) <u>地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい</u>	

3 ~ 8 略	

	<p>ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</p> <p>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>
3 ~ 8 略	

別表第3 (第5条関係)
徴収基準額表

略

備考

- 1 この表のC階層における「市町村民税均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1~D20階層における「市町村民税所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 ~ 8 略

別表第3 (第5条関係)
徴収基準額表

略

備考

- 1 ~ 6 略
 - 7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。
- また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。
- なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、当該各号に該当することを証する書類その他知事が必要と認めた書類を提出するものとする。

- | | |
|--|--|
| | <p>(1) <u>婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有する者（(2)に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者</u></p> <p>(3) <u>婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者</u></p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1備考8の規定は、令和4年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規則付則別表、別表第1（備考8の規定に係る部分を除く。）、別表第2及び別表第3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る負担金の徴収等について適用し、令和2年度分までの個人の市町村民税に係る負担金の徴収等については、なお従前の例による。